



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*56 和歌山県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則 (福祉保健総務課) ..... 1

### ○ 公安委員会規則

\*6 和歌山県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則 ..... 2

\*7 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則 ..... 17

### ○ 告示

578 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課) ..... 17

579 指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) ..... 17

580 // ( // ) ..... 18

581 // ( // ) ..... 18

582 // ( // ) ..... 18

583 // ( // ) ..... 18

584 // ( // ) ..... 19

585 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課) ..... 19

586 // ( // ) ..... 19

587 // ( // ) ..... 19

588 農用地利用配分計画の認可 ( // ) ..... 20

589 保安林の指定の解除 (森林整備課) ..... 20

590 // ( // ) ..... 20

591 保安林の指定施業要件変更予定 ( // ) ..... 21

### ○ 教育委員会告示

6 和歌山県指定文化財の指定 ..... 21

### ○ 選挙管理委員会告示

\*51 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正 ..... 22

### ○ 監査委員告示

1 包括外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議 ..... 22

## 規 則

### 和歌山県規則第56号

和歌山県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

和歌山県社会福祉審議会規則(平成12年和歌山県規則第51号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表に次のように加える。

福祉サービス第三者評価事業専門分科会

福祉サービス第三者評価事業に関する事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**公安委員会規則****和歌山県公安委員会規則第6号**

和歌山県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年5月27日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

和歌山県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

和歌山県警察国有物品管理規則（昭和39年和歌山県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第9条中「別記第1号様式」を「別記様式第1号」に改める。

第10条第1項中「別記第2号様式」を「別記様式第2号」に改め、同条第2項中「物品出納員又は、物品供用員（以下「物品管理職員」という。）」を「物品管理職員」に、「別記第3号様式」を「別記様式第3号」に改める。

第11条第1項中「別記第4号様式」を「別記様式第4号」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 本部長は、前項の規定により供用のための物品の払出しを命じようとするとき及び物品供用員に対して受領を命じようとするときは、第1項に規定する物品供用書をもって行うものとする。

第12条第2項中「別記第6号様式」を「別記様式第5号」に改める。

第14条第1項中「別記第7号様式」を「別記様式第6号」に改める。

第15条第1項中「別記第8号様式」を「別記様式第7号」に改める。

第16条中「別記第9号様式」を「別記様式第8号」に改める。

第17条中「前条に規定する物品亡失（損傷）報告書をもって」を削る。

第19条中「別記第10号様式」を「別記様式第9号」に改める。

第21条中「別記第11号様式」を「別記様式第10号」に、「別記第12号様式」を「別記様式第11号」に改める。

第22条中「別記第13号様式」を「別記様式第12号」に改める。

別記第1号様式から別記第13様式号までを削り、附則の次に次の12様式を加える。

別記様式第1号 (第9条関係)

第 号	保 存 期 間 5 年			
年 月 日				
本 部 長	物品出納員			係
	物品供用員		係	請求所属名
物 品 供 用 書				
次のとおり供用 (請求) する。				
分 類 I	分 類 II		細 分 類	
警 察 庁				
品 目	規 格	単 称	数 量	摘 要
使用目的				
物 品 出 納 簿 登 記 済		物 品 供 用 簿 登 記 済		物品供用員受領印
年 月 日	㊟	年 月 日	㊟	㊟

備考 決裁欄は、適宜記入して使用すること。

別記様式第2号 (第10条関係)

物 品 保 管 書										
所属名				氏 名	Ⓔ					
分類Ⅱ				番 号						
品 目				規 格						
年月日	増		減		計	保 管 内 訳			受領印	摘 要
	受入	返戻	その他	貸 出 数		保管	計			
				数量				預者印		

備考 物品の分類及び品目別に別葉とする。

別記様式第3号 (第10条関係)

物 品 供 用 簿 (重要物品・備 品)

分 類 II \_\_\_\_\_

品目 (単位) \_\_\_\_\_

年 月 日	整理区分	摘 要	異動数量		現 在 高		
			増	減	供 用	保 管	計

物 品 供 用 簿 (消耗品)

分 類 II \_\_\_\_\_

品目 (単位) \_\_\_\_\_

年 月 日	整理区分	摘 要	増	減	受領印	現 在

別記様式第4号 (第11条関係)

第 号	保 存 期 間 5 年			
年 月 日				
本 部 長	物品出納員			係
	物品供用員		係	請求所属名
物 品 供 用 書				
次のとおり供用 (請求) する。				
分 類 I	分 類 II		細 分 類	
警 察 庁				
品 目	規 格	単 称	数 量	摘 要
使用目的				
物 品 出 納 簿 登 記 済		物 品 供 用 簿 登 記 済		物品供用員受領印
年 月 日	㊟	年 月 日	㊟	㊟

備考 決裁欄は、適宜記入して使用すること。

別記様式第5号 (第12条関係)

物 品 保 管 書										
所属名					氏 名	Ⓜ				
分類Ⅱ					番 号					
品 目					規 格					
年月日	増	減		計	保 管 内 訳				受領印	摘 要
	受入	返戻	その他		貸 出 数		保管	計		
					数量	預者印				

備考 物品の分類及び品目別に別葉とする。

別記様式第6号 (第14条関係)

第 号	保 存 期 間 5 年		
年 月 日			
本 部 長	物品出納員		
	物品供用員	係	所属名
物 品 返 納 書			
次のとおり返納をさせてよろしいか。			
分 類 I	分 類 II	細 分 類	
警 察 庁			
品 目	規 格	数 量	摘 要
返納理由			
物品の現況			
物 品 出 納 簿 登 記 済		物 品 供 用 簿 登 記 済	
年 月 日	㊟	年 月 日	㊟

備考 決裁欄は、適宜記入して使用すること。



別記様式第7号 (第15条関係)

第 号	保 存 期 間 5 年		
年 月 日			
本 部 長	物品出納員		
		係	
物品供用員		係	受入所属名
物品供用員		係	請求所属名
<p>物 品 供 用 換 書</p> <p>次のとおり供用換を (請求) する。</p>			
分 類 I	分 類 II	細 分 類	
警 察 庁			
品 目	規 格	単 称	数 量 摘 要
供用換の理由			
物 品 出 納 簿 登 記 済		物 品 供 用 簿 登 記 済	
年 月 日	㊦	年 月 日	㊦

備考 決裁欄は、適宜記入して使用すること。

別記様式第8号 (第16条関係)

保 存 期 間 5 年  
年 月 日

和歌山県警察本部長 殿

物品供用員

物 品 亡 失 ( 損 傷 ) 報 告 書

次のとおり物品の亡失 ( 損傷 ) をしたから報告する。

分 類 I		分 類 II	細 分 類
品 目	数 量	亡失 ( 損傷 ) 年月日	亡失 ( 損傷 ) 事由
亡失 ( 損傷 ) 発見後の 処 理 状 況		亡失 ( 損傷 ) 当時における物品の保管状況	そ の 他 参 考 事 項

別記様式第9号(第19条関係)

保存期間 5年

第 号

年 月 日

和歌山県警察本部長 殿

検査員 ㊟

立会人 ㊟

検 査 書

和歌山県警察国有物品管理規則第18条第1項の規定により、次の者につき検査し

たところ、 な物品管理をしているものと認める。

物品管理職員

管理期間 自 年 月 日  
至 年 月 日

別記様式第10号 (第21条関係)  
 分類Ⅰ 警察庁 物品管理簿 (そのⅠ)  
 物品目 単位 ( )

年	月	日	物品管理簿						物品出納簿						供用内訳						備考																																					
			異動高			現在高			摘要	異動数量	現在高			供用	貸付寄託	保管	計	供用	貸付寄託	保管		計																																				
			増	減	摘要	数量	価格	数量			価格	数量	価格																																													

- 備考 1 この簿冊には、重要物品たる物品を記入する。  
 2 物品の分類及び品目別に別葉とする。  
 3 記入の方法  
 (1) 整理区分欄には整理区分表による区分、摘要欄には命令番号その他必要な事項を記入する。  
 (2) 毎葉の余白がなくなつた場合は、当該葉及び次葉の摘要欄に繰越と記入する。



分類Ⅰ 警察庁 分類Ⅱ 物品出納簿 (そのⅢ) 品目 単位 ( )

年 月	物品管理簿				物品出納簿						
	摘要	増	減	現在高	備考	整理区分	摘要	増	減	現在高	

- 備考
- 1 この簿冊には、消耗品たる物品の出納を記入する。
  - 2 物品の分類及び品目別に別葉とする。
  - 3 記入の方法は、(そのⅠ) に準じて行うこと。

別記様式第11号 (第21条関係)

物 品 供 用 簿 (重要物品・備 品)

分 類 II \_\_\_\_\_

品目 (単位) \_\_\_\_\_

年 月 日	整理区分	摘 要	異動数量		現 在 高		
			増	減	供 用	保 管	計

物 品 供 用 簿 (消耗品)

分 類 II \_\_\_\_\_

品目 (単位) \_\_\_\_\_

年 月 日	整理区分	摘 要	増	減	受領印	現 在

別記様式第12号(第22条関係)

保存期間5年

引 継 書

物品出納(供用)簿

冊

物品出納(供用)関係書類

冊

冊

冊

上記帳簿類及び帳簿記載の物品を引継ぎする。

年 月 日

前任物品出納(供用)員

官職・氏名

㊟

後任物品出納(供用)員

官職・氏名

㊟

※物品出納(供用)関係書類欄には、個々の帳簿名を列挙すること。



附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第7号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年5月27日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則  
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則（昭和60年和歌山県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条（見出しを含む。）中「第4条の表」を「第4条第2号」に改める。

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

告 示

和歌山県告示第578号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成28年7月19日まで縦覧に供する。

平成28年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成28年5月16日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山市断酒会友綱

3 代表者の氏名

寺岡幹凱

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市有本625番地

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山市内の酒害に悩む人々に断酒を勧め、自発的決意による断酒を実行する者を支援し、断酒によって明るい人生の建設をめざすとともに、酒害に関する啓発運動を行い酒害の及ぼす社会悪の防止につとめ、広く社会福祉に貢献することを目的とする。

和歌山県告示第579号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成28年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日

オリーブ薬局	新宮市橋本1-7-2	上田哲也	平成 28.5.1
--------	------------	------	--------------

## 和歌山県告示第580号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成28年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
ツジムラ薬局	海南市名高243-4	辻村悦子	平成 28.5.1

## 和歌山県告示第581号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成28年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
さんご薬局	東牟婁郡串本町サンゴ台691-7	李祐子	平成 28.5.1

## 和歌山県告示第582号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成28年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
ポプラ調剤薬局神島店	田辺市文里一丁目20番24号	前田隆司	平成 28.5.1

## 和歌山県告示第583号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成28年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
医療法人木下医院	東牟婁郡那智勝浦町朝日一丁目60番地	木下欣也	平成 28.5.1

## 和歌山県告示第584号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成28年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
キリン堂薬局御幸辻店	橋本市御幸辻上栗坪137-1	塩崎健太	平成 28. 6. 1

## 和歌山県告示第585号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年5月16日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び有田振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年6月9日まで縦覧に供する。

平成28年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第14号	有田市宮原町畑字有久保497外2筆
平成28年度第16号	有田郡有田川町丹生字神谷奥595-13外1筆

## 和歌山県告示第586号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年5月16日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び伊都振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年6月9日まで縦覧に供する。

平成28年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第15号-1	伊都郡九度山町慈尊院字田倉330-1
平成28年度第15号-2	伊都郡九度山町入郷字矢落山354-3外1筆

## 和歌山県告示第587号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年5月17日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局農林水産

振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年6月9日まで縦覧に供する。

平成28年5月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第17号-1	日高郡日高町高家字畔田672-2外3筆
平成28年度第17号-2	日高郡日高町高家字藤ノ木610-1
平成28年度第17号-3	日高郡日高町小浦字大溝480外1筆
平成28年度第18号-1	日高郡日高川町和佐字中新田595外4筆
平成28年度第18号-2	日高郡日高川町中津川字加納原1263-1

### 和歌山県告示第588号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年5月17日に認可した。

平成28年5月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第5号-1	田辺市上芳養字長井57-16外3筆
平成28年度第5号-2	田辺市上秋津字迫戸550-6外2筆

### 和歌山県告示第589号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成28年5月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 解除に係る保安林の所在場所 日高郡美浜町大字和田字松原1138の447（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 解除の理由 公共施設用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第590号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成28年5月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 解除に係る保安林の所在場所 日高郡美浜町大字和田字松原1138の447（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 解除の理由 公共施設用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第591号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年5月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡広川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第6号

和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）第3条第1項の規定により、平成28年5月26日次の表に掲げる文化財を和歌山県指定文化財に指定した。

平成28年5月27日

和歌山県教育委員会教育長 宮下和己

（記念物の部）

種別	名称及び員数	所在の場所	所有者等	所有者等住所
記念物 （史跡）	平井1号墳及び平井埴輪窯跡群 3所 （平井1号墳：282.37㎡、1号埴輪窯跡109.57㎡、2号埴輪窯跡115.11㎡）	和歌山市平井193番1、193番1地先水路、203番、203番地先水路、798番16	国土交通省	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
記念物 （天然記念物）	ナンキセダカコブヤハズカミキリ生息地 26.44ha	田辺市本宮町静川大塔山国有林111林班ぬ-1小班、114林班ぬ小班、115林班ほ小班	農林水産省（和歌山森林管理署）	田辺市新庄町2345-1
記念物 （天然記念物）	ヨドシロヘリハンミョウ生息地 23,626㎡	西牟婁郡白浜町大古537番143、537番144、537番145、537番168、537番170、537番171 西牟婁郡白浜町大古537番143地先、537番144地先、537番145地先、537番168地先、537番170地先、537番171地先（日置川河口中州）	白浜町  国土交通省（管理者：和歌山県）	西牟婁郡白浜町160番地  和歌山市小松原通一丁目1番地

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第51号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年5月27日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

第2項の表中

「 社会福祉法人高陽会 特別養護老人ホーム高陽園	紀の川市上田井1020番地	を
「 社会福祉法人高陽会 特別養護老人ホーム高陽園 社会福祉法人光荣会 養護老人ホーム白水園 社会福祉法人光荣会 特別養護老人ホーム白水園	紀の川市上田井1020番地 紀の川市上田井1229番地1 紀の川市上田井1229番地1	に改める。

監査委員告示

和歌山県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人大川幸一の監査の事務を補助させることができる旨の協議が整ったので、次のとおり告示する。

平成28年5月27日

和歌山県監査委員 保田 栄一  
 和歌山県監査委員 足立 聖子  
 和歌山県監査委員 立谷 誠一  
 和歌山県監査委員 泉 正徳

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
牧野康幸	大阪府池田市石橋四丁目11番18号	平成28年5月16日から 平成29年3月31日まで
辻井芳樹	大阪府堺市中区深井中町488番地18	平成28年5月16日から 平成29年3月31日まで
東條晋太郎	兵庫県宝塚市逆瀬川二丁目7番30号	平成28年5月16日から 平成29年3月31日まで
柳川英紀	大阪府門真市三ツ島二丁目20番52号	平成28年5月16日から 平成29年3月31日まで
成山哲平	滋賀県大津市青山一丁目5番1号	平成28年5月16日から 平成29年3月31日まで
孝橋美鈴	大阪府吹田市藤白台一丁目2番D35-114号	平成28年5月16日から 平成29年3月31日まで